多治見市の自治会による防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

１　目的

防犯カメラは、犯罪の抑止や解決などの有用性が社会で認識されています。

しかし、個人の容姿や行動を撮影し記録することから、市民のプライバシーを侵害しないよう十分に考慮する必要があります。

そこで、自治会が防犯カメラを設置するにあたり、その有用性と個人のプライバシー保護との調和を図り、適切な運用を行うためのガイドラインを策定します。

２　定義

ガイドラインの対象とする防犯カメラは、自治会が設置し管理する、特定の場所に継続的に設置され、街頭犯罪、侵入盗等の防止を目的として、主に道路を中心に映すよう固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有するものをいいます。

３　設置及び利用

ア　設置目的の設定及び目的外利用の禁止

　防犯カメラを設置する自治会（以下「設置者」といいます。）は、防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないようにします。

イ　撮影範囲及び設置場所

　　設置者は、設置目的が達成されるとともに、住宅等の私的な空間や個人の画像が不必要に撮影されないよう最小限の撮影範囲を設定し、撮影方向及び方法、設置場所を定めます。

ウ　撮影対象区域の住民等の同意

　　設置者は、撮影対象区域の住民等の同意を得てください。撮影対象区域の住居以外の工作物及び敷地についても、必要に応じて所有者及び占有者（以下「所有者等」といいます。）の同意を得てください。

エ　設置の表示

　　設置者は、撮影対象区域における見えやすい場所に、防犯カメラを設置していること及び自治会名を表示します。

オ　防犯カメラ及び表示を取り付ける工作物等及びその敷地の所有者等の同意

　　設置者は、防犯カメラを取り付ける工作物等及びその敷地の所有者等の同意を得てください。

４　管理責任者等の指定

　設置者は、防犯カメラ及び画像の適切な管理、情報の漏えい防止等に配慮するため、管理責任者を指定します。

　また、管理責任者は、防犯カメラ及びモニター、記録装置等の操作や画像の視聴を行う操作取扱者を指定し、管理責任者及び指定された操作取扱者のみによる機器の操作や画像の視聴を行います。

５　委託に係る措置

設置者が、委託によって業者へ防犯カメラの管理を行わせる場合又は操作取扱者とする場合は、契約書等に当該業者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じることとします。

６　秘密の保持

　管理責任者及び操作取扱者は、防犯カメラの画像から知り得た情報を漏えいすること又は不当に使用することを禁止します。なお、管理責任者及び操作取扱者でなくなった後においても同様とします。

７　画像の利用及び提供の制限

　設置者及び管理責任者は、次のアからオまでに掲げる場合を除き、画像を設置目的以外の目的に利用、又は提供することを禁止します。

　　次のアからオまでに該当し、画像を提供する場合も、管理上必要な事項を記録することとします。

　　ア　法令に基づく手続により照会等を受けた場合。なお、法令に基づく場合とは、裁判官が発する令状に基づく場合等をいいます。

　　イ　捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提供を求める場合は、文書での要請によることとします。

　　ウ　個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合。

　　エ　撮影された本人の同意がある場合。

　　オ　撮影された本人の請求に基づき、本人に提供する場合。

８　画像の適正管理

　設置者及び管理責任者は、画像の漏えい、滅失、毀損、改ざん等の防止等画像の適正管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

　　ア　記録した画像の不必要な複写や加工は行わないこと。

　　イ　画像を記録した記録媒体は、保管庫に施錠して保管し、外部への持ち出し、転送を行わないこと（７アからオまでに定める場合を除く。）。

　　ウ　モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、設置者又は管理責任者が許可した者以外の立ち入りを禁止するなど、施設の状況に応じた安全管理対策を講ずること。

　　エ　画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲で、必要最小限度の期間とすること（※プライバシーの保護や安全管理のため、法令に基づく手続で照会を受けた場合などを除き、概ね１箇月以内が望ましい。）。

　　オ　保存期間を終了した画像は速やかに消去すること。

　　カ　画像の記録された媒体を廃棄する場合は、破砕又は復元のできない完全な消去を行い画像が読み取れない状態にすること。また、廃棄した日時、方法を記録すること。

　　キ　防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、コンピューターウィルス対策を十分実施し、情報漏えい及び不正アクセス防止措置に特に配慮すること。

９　苦情等への対応

　設置者等は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせに対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

１０　設置・運用規定の策定

　設置者は、このガイドラインに基づき、防犯カメラの設置・運用を適切に行うため、設置・運用規程を定めることとします。

１１　取扱いの周知徹底

　設置者は、管理責任者及び操作取扱者に対して、このガイドライン及び自ら定める運用規程において、画像の適正な取扱いについての周知徹底を図るとともに、定期的かつ必要に応じて研修会を実施するなど適正な指導を行うものとします。